

三島市SDG s 宣言制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、SDG s の達成に向けた事業者の取り組みを公表し、支援することで、更なる取り組みの推進及び取り組みの裾野の拡大を図り、もって三島市におけるSDG s の取り組みの活性化につなげることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 三島市において事業活動を行う個人事業主、法人その他の団体をいう。
- (2) SDG s 2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された国際目標をいう。
- (3) SDG s 宣言 事業者のSDG s の推進に関する取組の宣言をいう。
- (4) ステークホルダー 事業者が活動を行うことで影響を受ける利害関係者をいう。

(SDG s 宣言の対象者)

第 3 条 SDG s 宣言の対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 三島市及び多様なステークホルダー との連携、協働・協力を心掛け、SDG s の普及促進に取り組めること。
- (2) 目指すSDG s のゴールが明確であり、その内容が三島市の地域課題の解決に資するものであること。
- (3) SDG s を活用して事業に取り組んでいることの公表に努めること。
- (4) 市税等に滞納がないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと。
- (6) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動をしていないこと。

(SDG s 宣言)

第 4 条 SDG s 宣言は、事業者が次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 三島市SDG s 宣言書 (様式第1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、事業者から提出された三島市SDG s 宣言書の内容がSDG s の推進に寄与すると認めるときは、事業者に対して三島市SDG s 宣言証を交付するものとする。

(SDG s 宣言の変更)

第 5 条 SDG s 宣言 をした事業者は、SDG s 宣言の内容に変更があった場合は、三島市SDG s 宣言変更届出書 (様式第2号) により市長に届け出なければならない。

(SDG s 宣言の取下げ)

第 6 条 SDG s 宣言をした事業者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき又

は宣言を継続する意思がないときは、三島市SDG s 宣言取下げ届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（SDG s 宣言の取消し及び公表の中止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、SDG s 宣言の取消し及び公表の中止を行うことができる。

- (1) 虚偽の申請によるものであったとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 前条の届け出があったとき。
- (4) 当制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。
- (5) 宣言を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

（三島市SDG s ロゴマークの活用承認の申請）

第8条 SDG s 宣言をした事業者で三島市SDG s ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の活用を希望する事業者は、三島市SDG s ロゴマーク活用承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（ロゴマークの活用承認）

第9条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、速やかに内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、三島市SDG s ロゴマーク活用承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（ロゴマークの活用上の遵守事項）

第10条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「活用者」という。）は、ロゴマークを活用するにあたり、次の各号に掲げる内容を遵守しなければならない。

- (1) 承認された活用用途にのみ活用すること。
- (2) 商標登録、意匠登録等ロゴマークに関する自己権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（ロゴマークの活用に係る報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、活用者に対し、活用承認を受けた事項に係る報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示を行うことができる。

（ロゴマークの活用承認の取消し）

第12条 市長は、活用者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、三島市SDG s ロゴマーク活用承認取消通知書（様式第6号）により、第9条の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 法令等又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
- (3) 市長が不適當であると認めるとき。

（責任の所在）

第13条 前条の規定による活用承認の取消し又はロゴマークの活用により、活用者が被っ

た損害又は第三者に与えた損害に対しては、市長は一切の賠償の責任を負わないものとし、活用者がその責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。